

メモ.16

てんかんのある人が取得できない 免許や資格はあるの？

仕事や就職先を選ぶときに資格の取得をめざすこともあるでしょう。てんかんがあると法律上就けない職種や取得できない資格はほかにもあるのでしょうか。

自動車運転免許については別記した通りで、症状次第で取得、所持できます。ただし、大型免許や旅客自動車等を運転する第2種免許はてんかんが完治して

いない場合は取得、所持できません。飛行機の操縦士など航空機に乗り込んで運航を行うものは視力や身体の疾患の有無など身体検査基準が厳格に決められており、その中に「てんかん、またはその既往がない」ということが含まれています(航空法)。同様に船舶に乗り込んで働く船員も、健康検査に合格する必要があるが、てんかんがある場合は「船内において治療の見込みがなく、かつ、船内労働に適さないと認められる者」は不合格となります(船員法)。狩猟に用いる猟銃や射撃など運動競技で用いられる拳銃等の所持には免許が必要で、発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除き、てんかんがあると取得できません(銃砲刀剣類所持等取締法)。昔は、ハサミのような刃物を扱う美容師や理容師の免許もてんかんがあると取得できなかったのですが、現在は法律上の制限はありません。

以上は、あくまでも法律上の規定です。てんかんの発作症状や頻度などによっては一人一人で適格性が異なる可能性もあります。まずはかかりつけ医と相談をした方がよいと思われます。

